

# 長岡地域任意合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長岡地域任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第14条第3項の規定に基づき、長岡地域任意合併協議会（以下「任意協議会」という。）の財務に関して必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 予算は、規約第12条に規定する負担金及びその他の収入をもってその歳入とし、任意協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 会長は、毎会計年度予算を調製し、任意協議会の会議に諮りその議決を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が議決されたときは、当該予算の写しを速やかに構成市町村の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、任意協議会の会議に諮りその議決を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により補正予算が議決されたときは、当該補正予算の写しを速やかに構成市町村の長に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表1及び別表2に定める以外の款及び項を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、長岡市の例によるものとする。

(契約)

第6条 契約手続は、長岡市の例によるものとする。

(出納及び現金の保管)

第7条 会長は、事務局職員のうちから出納員を任命し、出納その他の会計事務を行わせることができる。

2 任意協議会に属する現金は、長岡市の例により、銀行その他の金融機関にこれを預け入れなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後に決算を調製し、これを監査に付した後、任意協議会の会議の認定に付さなければならない。

2 前項の規定により決算の認定を経たときは、当該決算の写しを速やかに構成市町村の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第9条 収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月14日から施行する。

別表1 (第4条第1項関係)

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 分担金及び負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金
3 諸収入	1 預金利子

別表2 (第4条第2項関係)

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 会議費	1 会議費
2 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費